

# 瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画(素案)に対する パブリック・コメントの実施結果について

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画（素案）に対して、県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこの度変更した瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画を公表します。

## 1 公表する資料

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画

## 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

### (1) 意見の募集期間

令和6年7月5日（金）から同年8月5日（月）まで

### (2) 意見の件数

37件（10人）

### (3) 意見の内容と県の考え方

### 【現状及び課題について】（2件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>現状と課題、講ずる施策は湾、灘ごとに書き分けるべきである。</p> <p>2015年の瀬戸内法改正で湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組むことが盛り込まれ、国の基本計画変更を受けて行う今回の計画改定では、「湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて取り組む」ことを打ち出す必要がある。現に山口県計画（素案）4頁では「湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況」とされている。</p> <p>そうであれば、湾、灘さらには特定の海域ごとの現状と課題を計画に具体的に示し、対策も湾、灘ごとに書き分けるべきである。貴県においては広島湾、伊予灘、周防灘の3海域がある。</p>	<p>本計画は、P1の計画策定の趣旨で示しているように、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めているものであり、湾・灘ごとに書き分ける計画ではないことから、原案どおりとします。</p>
2	<p>本文で「また、湾・灘ごと、更には湾・港内の特定の海域によって栄養塩類増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず」としつつ、その下の□囲いの中では「栄養塩類の減少」とのみ記述するのは不適切と思われる</p>	<p>御意見を踏まえ、□囲いの記載を修正しました。</p> <p>なお、海水温上昇を抑える対策は本計画の対象ではないため、原案どおりとします。</p>

<p>す。記述変更（「地域による栄養塩類の増減による課題」等）が必須と考えます。</p> <p>□囲い内で 「海水温上昇等による生態系の変化⇒食害生物の対策が必要」 としていますが、「海水温上昇」による「生態系の変化」が問題、と認識しておられるなら、対策で「→食害生物の対策が必要」とするだけではなく、「海水温上昇」の影響を具体的に明示（確認できていないならば調査実施）し、「海水温上昇」を抑えることをまず対策に掲げるべき、と考えます。内容修正を宜しく御検討御願ひ致します。</p>	
---	--

【水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保について】（5件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>栄養塩類管理制度の利用について具体的に示すべき</p> <p>山口県計画（素案）12頁では、「栄養塩類管理制度を活用しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、下水処理場の季節別運転管理などによる順応的かつ機動的な栄養塩類の管理を行うこととします。」とされている。</p> <p>2021年瀬戸内法改正で新たに盛り込まれた栄養塩類管理制度については、その実施にあたり栄養塩類管理計画の策定が必要であり、湾、灘その他の海域ごとにどのように策定していくのかも含めて、具体的に記述すべきである。</p>	<p>本計画は、P1の計画策定の趣旨で示しているように、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めているものであり、具体的に記述する計画ではないことから、原案どおりとします。</p>
2	<p>P4で「湾・灘ごと、更には湾・港内の特定の海域によって栄養塩類増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず」としつつ、「本県の瀬戸内海区域における水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図る」として富栄養化については具体的対策を列記する一方、貧栄養化についてはP12に「栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明等を更に進め」と言ったわずかな記述しか見受けられません。</p> <p>下水道・生活排水処理施設等施設整備</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	<p>は水質保全以外の点（衛生管理等）でも必要と思いますが、排水流入域の富栄養化状況を把握しての施策実施（整備率のみに傾倒した施策の排除）と、富栄養化・貧栄養化合わせた調査実施の施策実施（について当計画（素案）に明示）を宜しく御願ひ致します。</p>	
3	<p>P10に「底層環境」の記述ありますが、海底低層環境は、工場及び事業場から公共用水域への排水だけではなく、沿岸から山間部に至る各種工事に伴う雨水排水の海岸・河川流入によっても著しく影響を受ける場合があると思われまゝ。又、森林伐採等広域環境変更では、直近発生増加しております豪雨水害による土砂災害-海への土砂等大量流入-低層環境他への多大な被害の危険性の増加が懸念されます。森林伐採に関しては、私有地であっても、県への申請或いは県の内容審査・許可が必要となる制度が必要と考えまゝ。当該内容を当計画（素案）に御明示宜しく御願ひ致します。その上で、現在実施されている伐採案件に対して当該内容を遡っての適用実施を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>P11に「環境配慮型構造物の採用」のj記述ありますが、採用の基準の記述が見当たりません。何をもちて「環境配慮型構造物」と判断するか等の基準、あるいは個々の案件について採用時点で「環境配慮型構造物」である事の県民への具体的説明を必須とする、と言った内容を当該段落に御明示宜しくお願ひ致します。</p>	<p>環境配慮型構造物の採用例は用語解説のとおりですが、採用に当たっては、個々の箇所で判断をする必要があるため、原案どおりとします。</p>
5	<p>P12に「水産資源を含む生物の生息環境の整備等」の記述ありますが、「生物の生息環境」に多大な影響を与える海岸埋め立てについての記述が見当たりません。海岸埋め立てについてどう考えているのかどう対応するのか、当該段落にも御明示宜しく御願ひ致します。</p> <p>「生物の生息環境」に多大な影響を与える現時点の県内各海岸埋め立て計画について、今後どの様に対応するのか当該段落にも御明示宜しく御願ひ致します。</p>	<p>海水面の埋立の可否については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。</p>

【沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全について】（6件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>今や地球温暖化を止める事と同時に生物多様性を守ることが 地球的な喫緊の課題になっています。なぜなら人類も生物種の一つなのでその急激な減少は人類の絶滅に繋がるという危機感からです。</p> <p>日本政府も 23 年 3 月 3 1 日「生物多様性国家戦略 2023－2030―ネーチャーポジティブ実現に向けたロードマップ」 を閣議決定しています。</p> <p>この視点が今回の素案には全く盛り込まれていないと思います。別に章を建ててこのことを銘記すべきだと思います。海洋保護区では生物多様性を損なうような行為をしてはならないことも含めて。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>計画の目標には生物多様性の確保を掲げ、生物多様性国家戦略や山口県の瀬戸内海側における海洋保護区との関係を具体的に記載すべきである。</p> <p>国の基本計画変更後に閣議決定（2023年3月）された「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、「陸と海の 30%以上を保護区にする（30by30）」などの行動目標が盛り込まれている。2015年瀬戸内法改正で新たに盛り込まれた「生物の多様性や生産性の確保」という基本理念に具体的目標を示すものである。</p> <p>昨年12月に当団体が環境省と懇談した際、当方から、「瀬戸内海環境保全計画に、第6次生物多様性国家戦略の行動目標 1-1『陸と海の30%以上を保護区にする』（30by30）、行動目標 1-2『劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する』を盛り込む」よう求めたところ、環境省担当者は、「現行の瀬戸内海環境保全基本計画において、既に、30by30とも目的を一にする、G7首脳会議の成果文書の一部として合意された「自然協約」について記載しており、その流れを踏まえて策定された第6次生物多様性国家戦略にも、当計画は当然貢献していくものであると考えています」とした上で、「現行計画は令和4年2月に策定したため、その後、世界目標となった30by30への言及はできておりませんが、次回の検討にあたっては、「具体的な記載を検討いたします」と明言している（『瀬戸内法 50 年未来へ</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	<p>の提言』環瀬戸内海会議編著（緑風出版、2024年6月10日刊）299頁参照）。</p> <p>したがって、県計画に書き込む時間的余裕がある貴県にあつては、生物多様性国家戦略を踏まえた目標や施策を具体的に書き込むべきである。</p> <p>また生物多様性条約第10回締約国会議で合意された愛知目標の第11項目「海の10%を保護区にする」への対応として、山口県の共同漁業権区域を海洋保護区と選定した結果、山口県の瀬戸内海の海岸線に沿った海域はすべて海洋保護区となっていることも併記すべきである。</p>	
3	<p>自然海浜保全地区の追加指定の検討を書くべき</p> <p>山口県計画（素案）15頁では、現在指定されている8地区の保全が書かれているだけである。2021年瀬戸内法改正で、水際等で藻場等が再生・創出された区域等も指定可能になっており、沿岸府県では新たに指定すべき地区がないか実態調査を進めているところもある。山口県も追加指定に向けて行う施策を明記し、積極的に追加指定を行うべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、P15(ア)の本文中の記載を修正しました。</p>
4	<p>海洋保護区では埋立てをはじめ「生物多様性を損失させる行為は行わない」と明記すべき</p> <p>海洋保護区は、「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として」設定されたものである。従って海洋保護区においては「生物多様性の損失をもたらすような行為は認めない」方向で管理されるべきである。対象になる行為としては、「埋立てをはじめ、大型港湾や防波堤の建設、浚渫工事など」が考えられる。</p> <p>例えば、山口県計画（素案）17頁の「埋立てに当たっての環境保全に対する配慮」では、「特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮する」とされているが、生物多様性確保の観点から指定されている海洋保護区にあつては埋立を行わないと明記すべきである。</p>	<p>海洋保護区とは個別の法令等により管理された区域であり、その区域における規制は、関係法令等に基づき実施されるため、原案どおりとします。</p>
5	<p>「(1) 自然海浜等の保全等」</p> <p>「その他の藻場・干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教</p>	<p>御意見を踏まえ、P15(ア)の本文中の記載を修正しました。</p>

	<p>育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、保全するよう努める」とありますが、「保全するよう努める」事を明確にするため、保護に関する指定の積極的実施（を当計画（素案）に御明示）宜しく御願ひ致します。</p> <p>以降の文面では、「現在各種指定された地域」についての保全、の記述が殆どと感じます。</p> <p>保全の為の「指定の拡大」への積極的取組（の実施を当計画（素案）明示）を宜しく御願ひ致します。</p>	
6	<p>「埋立てに当たっての環境保全に対する配慮」</p> <p>「公有水面埋立法の免許又は承認に当たっては、瀬戸内法の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮（一部略）」とありますが、新規の免許・承認については前述対応を取るとしても、免許の延長申請の際は現状環境保全への配慮は程度が低いと思われまじし、当項目に延長申請・再申請の際の対応は明示されておられません。</p> <p>免許延長申請への対応を当計画（素案）に御明示宜しく御願ひ致します。</p> <p>「免許長期延長案件の再延長申請への対応」として、「環境保全の視点を含めて審査を実施する」「一旦免許・承認を取り消す」「環境影響調査と同等の対応を必要とする」「免許に関わる事業計画の詳細・実現性を含めて審査を実施する」等、前述内容が法律上困難な場合は「これら対応が可能となる様、国に申請する」等の記述を当計画（素案）に明示し、海洋環境に多大な影響を及ぼすだろう埋立てに対して厳しい姿勢で臨む様宜しく御願ひ致します。海洋環境に多大な影響を及ぼすだろう埋立てに関して、免許長期延長・再延長繰り返しの事案が存在している場合は、「環境保全」を言っても説得力に欠けると感じます。</p> <p>もし前述「免許長期延長案件の再延長申請への対応」を当計画（素案）に明示せず、延長申請について今迄と同様の対応を続けるのであれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長申請を認可する一般的基準</li> <li>・再延長を認可した個々の案件についての具体的認可理由</li> </ul> <p>を当計画（素案）に明示し、延長申請に対する県の認可がどれほど環境保全に</p>	<p>海水面の埋立の可否については、個別の関係法令に基づき判断されるものと考えており、原案どおりとします。</p> <p>なお、延長申請については、期間延長の正当な事由の有無を審査するものであり、その可否は、関係法令に基づき判断します。</p>

	配慮し環境への影響の回避・低減を検討しているのか示されます様宜しく御願い致します。	
--	---	--

【気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進について】（1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>P4で「海水温上昇等による生態系の変化」に触れているにもかかわらず、「4気候変動への対応に関する目標」に「海水温上昇」の記述がありません。</p> <p>対応策の検討・推進、あるいは調査研究の継続が必要であろう「海水温上昇」の明示が必要と考えます。</p>	<p>お示しの項目は、海水温上昇を含む気候変動への対応に関する目標を記載しており、原案どおりとします。</p>

【基盤的な施策の着実な実施について】（1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「基盤的な施策の着実な実施」</p> <p>「広域的な連携の強化等」では、広島湾だけ特別な対応を取るかの様な記述と感じます。</p> <p>瀬戸内海全ての領域において「国・関係省庁及び関係地方公共団体はもとより、地域住民、NPO、学識経験者、漁業関係者、民間企業等の多様な主体との連携や協働」を取る旨を当計画（素案）に御明示宜しく御願い致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の記載を修正しました。</p>

【指標について】（4件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「施策の実施上重要な事項」</p> <p>「施策の効果的な実施を図る」為には、「施策実施主体（施策担当部署が多岐にわたる場合は、指標の一覧表に管轄部署明示の上での統括部署）」「施策実施状況把握方法・把握時期（年度毎等）」「施策実施状況公開方法」等具体的に明示が必要と考えますが、いずれも記述が見当たりません。各項目具体的に当計画（素案）に御明示宜しく御願い致します。</p> <p>「施策実施状況公開方法」は、年度毎に全指標について推移を明示する旨当計画（素案）に御明示宜しく御願い致します。</p>	<p>これらの指標は、関係機関等が把握し、公開については各機関が判断するものであることから、原案どおりとします。</p>

<p>2</p>	<p>指標として使用する項目/データの再精査（必要あれば追加）を宜しく御願ひ致します。</p> <p>具体的には、少なくとも以下項目追加が必要と考えます。</p> <p>「竹林面積」「農地面積」「酪農面積」「耕作放棄地面積」「埋立予定面積」「(年間)埋立実施面積」「(年間)赤潮警報発生数/発生海域面積」これらを指標に追加しないのであれば、「追加しない項目と追加しない理由」を、意見募集の回答としてではなく当計画（素案）に御明示宜しく御願ひ致します。</p> <p>提示された指標は「現在調査数値が存在するもの」に限られている、と認識しております。</p> <p>「計画推進のために必要あると思われる項目については今後調査を開始・指標に追加する」旨当計画（素案）に御明示宜しく御願ひ致します。</p>	<p>指標については、各種施策の取組事例や国の基本計画の指標の項目を活用することとしているため、原案どおりとします。</p>
<p>3</p>	<p>指標中「河川流量」は（佐波川）だけでなく複数河川を対象とすべきと考えます。少なくとも指定区地域内で流量の多い順五河川は対象とすべきではないでしょうか。</p> <p>佐波川のみ対象とするのであれば、一河川のみ・佐波川のみを対象とする理由を、意見募集の回答としてではなく当計画（素案）内に御明示宜しく御願ひ致します。</p>	<p>指標については、各種施策の取組事例や国の基本計画の指標の項目を活用することとしているため、原案どおりとします。</p>
<p>4</p>	<p>「指標の現状値」</p> <p>各指標について県の管轄部署を御明示宜しく御願ひ致します（類似意見前述）。</p> <p>「海水温」は「95地点平均」となっておりますが、これでは局地的変動を見落とすこととなります。指標として平均値を採用する一方、95地点それぞれの変動/状況の御確認を宜しく御願ひ致します。</p> <p>掲載されている指標の中で、資料の年度がかなり古いものが散見されます。指標＝計画の土台、と考えられますので、その土台のデータが古いのでは計画自体の信憑性も疑われかねません。</p> <p>必要なデータは速やかに調査実施（の旨当計画（素案）に明示）宜しく御願ひ致します。指標の内、直近の変動/増減が顕著・変動/増減が問題、となるものについては、過去（5年又は10年前）の数値も明示すべきと考えます。御対応宜しく御願ひ致します。</p>	<p>指標については、各種施策の取組事例や国の基本計画の指標の項目を活用することとしているため、原案どおりとします。</p>

【その他】（18件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>素案を読み、美しい景観、生物多様性に溢れる豊かな自然、そこに根付く人々の暮らしと文化を守るために、大変良い施策だと思えます。ご努力に感謝します。しかし、もしも上関原発、あるいは中間貯蔵施設の計画が進み、そこで放射性物質が扱われることになれば、これは石油コンビナートからの漏洩やプラスチック廃棄物等の対策と次元の違う、生命にかかわる被害となります。ぜひ、環境保全の一環としても、原発や中間貯蔵施設から撤退の判断をお願いいたします。放射能のない海の産物を求めて、東日本大震災以降の海の幸は、東京のマーケットで瀬戸内海のものを探しました。これ以上日本列島に放射能を増やしてはならず、瀬戸内海はその意味でも貴重な自然環境です。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
2	<p>課題4点のうち            海洋ごみや海水温の上昇を押さえれば            →栄養塩類、漁獲量は増加となります。            ＊海のごみ拾い…では            生活でのごみも多いけれど、漁業者のごみも…「牡蠣の養殖」で使われた筏、樽浮のプラスチックや木、ロープが多い。…これに核のごみも加える？このごみは拾えません！            ＊海水温度の上昇を押さえる…には            ＊戦争をしない。            戦争道具をつくらない！戦車・軍船・ミサイル等の製造会社は恥ずかしい。            ＊自然を壊さない。自然を壊してつくる発電所は不要。            自然を大きくこわす核ごみの持ち込み・貯蔵は絶対禁止です！            ＊太陽光発電は、空を温め気温上昇。            ～近隣は熱くなる。草木や田畑がなくなり、作物はつくれず。動物も減少。            ＊風力発電は大気中に熱や水蒸気を再分配し、地表温度を上昇。            頭痛や心疾患の人が増える。鳥や動物にも変調がおこり、木々や山里もなくて減少。            ＊洋上風力発電は海を汚し・荒らし、魚・鳥等は減少。            ～日本近海は浅い海域ではない為、イギリスが採用している水深50m未満の海</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	<p>底に基礎を作って海上に風車を建てる「着床式」の普及は困難。日本で普及が考えられるのは「浮体式」と呼ばれる海底に基礎を打ち込み、そこからワイヤーを通して海面に風車を立てる方式～。</p> <p>*原発の温排水は1秒間に70tの海水の温度を7℃上昇。</p> <p>のみならず、原発のウラン燃料や核ごみの中間貯蔵は311後の放射能被害を増加させる。</p>	
3	<p>湾灘協議会の再編強化を書き込むべき栄養塩類管理計画の策定にあたっては、湾、灘その他の海域ごとのきめ細かな議論が必要である。「湾灘その他の海域を単位として関係者により構成される湾灘協議会」を貴県は県全体で一つしか設置していないが、湾灘ごとに設置を行い、本計画策定と同じように、湾灘協議会の議論を経て行うべきである。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
4	<p>「瀬戸内法第5条第1項に規定する指定地域、関係湾・灘」の図ですが、緑色点線の意味が不明です。図面中に当該緑色点線の意味を御明示願います。</p> <p>もし「当該緑色点線より県側が指定地域（海域）」であるならば、「陸地は指定地域」の一方で「指定地域（陸地）と接する海域が指定地域（海域）外」と言う不自然な状態となっております。</p> <p>まず緑色点線の位置を決定している法令の変更が必要と考えます。</p>	<p>図中の緑色点線は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海の範囲における関係湾・灘の境界を示しており、また、指定地域の陸域は着色で示しています。</p>
5	<p>「4 計画の期間」で「定期的に点検を行う」としてありますが、であれば「定期的」期間を具体的に明示すべきです。</p> <p>「1年、又はそれより短い期間での点検」を御明示宜しく御願ひ致します。</p> <p>「必要に応じて見直しを行う」とありますが、見直しの基準なり頻度なり方法なり、見直す・見直しの実施を決定する主体等々の記述が見当たりません。</p> <p>「最新の知見と、関係地方公共団体はもとより、地域住民、NPO、学識経験者、漁業関係者、民間企業等の多様な主体からの意見を取り入れて見直しを行う」旨と、前述内容（頻度・方法・主体等）を当計画（素案）に御明示宜しく御願ひ致します。</p>	<p>各施策の進捗状況に応じて点検を行い、その結果により必要に応じて計画の見直しを行うこととしており、原案どおりとします。</p>

6	<p>「用語解説」 「用語解説」掲載はありがたいです。掲載語句の再精査を宜しく御願ひ致します。又、「用語解説掲載語句が本文中で把握できる」対応を御検討宜しく御願ひ致します。</p> <p>[例（あくまで例）] 用語解説掲載語句には本文中で下線し、冒頭/目次頁に「本文中下線語句は巻末「用語解説」に説明があります」と注釈を入れる。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の記載を修正しました。</p>
7	<p>&lt;内容に対して&gt; 「～に基づき」として引用される計画・法律法令等多数ありますが、制定がかなり以前のものも見受けられました。</p> <p>[例（あくまで例）] P13「山口県資源管理指針」（平成27年2月策定）に基づき～」 当計画（素案）に関する計画・法律法令等の内、県が制定しているものについては、それ自体見直しを検討していく、国が管轄であるものは、県として見直しを要請していく（旨当計画（素案）に御明示）宜しく御願ひ致します。</p>	<p>県が策定している計画等については、その根拠となる法令・国の基本計画等に基づき、個別に見直しが検討されるものであるため、御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、策定期間等が正確ではなかった記載は修正しました。</p>
8	<p>指標についてでも意見しておりますが、本文中の引用データについてもかなり以前のものが見受けられました。</p> <p>[例（あくまで例）] P3「榎野川河口干潟再生推進計画調査報告書（平成16年3月）によると～」 引用・使用データが古いものと計画（素案）自体の信憑性にも影響しかねません。</p> <p>必要なデータについて速やかに調査を実施（する旨当計画（素案）に御明示）宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
9	<p>&lt;文章他表現に関して&gt; 掲載図には通し番号（通番、あるいは[段落番号]-通番）を御設定宜しく御願ひ致します。文章中の年代表記がほぼ全て年号表記となっておりますが、時期の把握が困難なものもあります。</p> <p>[例（あくまで例）] P15「また、平成25年2月には周防大島町地家室沖のニホンアワサゴ群生が～」…何年前か即答可能でしょうか。</p> <p>年代表記は西暦に統一、あるいは西暦元号併記を御検討宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

<p>10</p>	<p>本文中、一部に「～した。」「～きた。」「～である。」と言った強い表現の文末と「定めます。」</p> <p>と言った一般的表現の文末が混在しております。文面全体の表現を統一した方が良い、と感じます。</p> <p>〔例（あくまで例）〕</p> <p>～した。→～しました。 ～きた。→～しました。 ～である。→～となります。</p> <p>（この様な表現の差異を放置するのは、「文面の精査、内容の精査を行っていない」と判断されても仕方ない、と考えます。</p> <p>そもそも現時点でこの様な表現の差異が存在するのは、「文面の精査、内容の精査を行っていない」と判断せざるをえません。）本文中、文末に「努めます。」「努めるものとします。」との表現が多数見られます。</p> <p>「努める」＝「努力する」では、「検討したが実施出来ない」といった対応を容認する内容、と感じます。「します。」「進めます。」といった、強く臨む姿勢を示した文末表現使用を御検討宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の記載を修正しました。</p>
<p>11</p>	<p>&lt;パブリックコメント実施（県民意見の募集）の対応全般に関して&gt;</p> <p>当計画（素案）、本文は24ページですが、「～に基づき」として引用される計画・法律法令等多数あり、本来これら関係計画・法律法令も確認して意見すべきと考えます。又、各頁記述に対する意見でも述べました通り、記述に多数の不備不足があると感じます。</p> <p>その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、計画作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>

	理由を明示願います。「(県の条例に則って(1ヶ月の)実施としている」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)	
12	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願い致します)。(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞広告「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p> <p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。(意見募集結果(人数・件数)の明示)ではなく、「広報が充分に実施されたかどうかの判断」(充分・不充分)を御明示願います。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月21日の中国新聞及び山口新聞、7月22日の宇部日報)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっております。原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
13	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を宜しく御願い致します。(素案作成時に御対応済とは思いますが一応意見御伝えしておきます。)</p>	<p>計画の変更に当たっては、有識者や関係団体、県民から公募した委員等で構成する「山口県環境審議会」で御意見をお聞きしているほか、市町や関係団体等への意見照会を実施しています。</p>
14	<p>原発こそ、水環境を破壊します。原発は事故がなくても稼働するだけで温排水を出し、海の生物に悪影響を及ぼします。</p> <p>山口県知事はただちに、上関原発埋立</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	<p>免許を不許可にし、計画を白紙撤回してください。</p>	
15	<p>県の素案を読みました。 原発という文字が一文字もありません。</p> <p>42年間にわたって原発の計画はありながらも、祝島漁民と沿岸住民の取り組みによって、原発は建てられて来なかった。まずこのことに言及すべきでないでしょうか。</p> <p>福島で原発の過酷事故が起こったとき、瀬戸内に住む私たちは、原発事故が起きたとき、どうなるかを心配し、上関原発が出来ていないことに本当に安堵したのです。</p> <p>今も、しかし、原発は建ってはいないとはいえ、山口県知事の公有水面埋立て許可によって、危機的な事態は続いています。加えて、昨年2023年8月には、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の計画が関電・中電・国によって持ち込まれています。「中間」とは、名ばかりで、核燃料サイクルが破綻している現状では、永久核施設となってしまいます。</p> <p>瀬戸内は、核のゴミの永久貯蔵地帯になろうとしています。</p> <p>県の素案には、瀬戸内海でこんな重要なことが進行しているのに、水環境の保全の視点から危惧や懸念の表明すらありません。</p> <p>県の素案の終わりにP R T R制度の用語解説が掲載されています。</p> <p>原子力施設、核のゴミ貯蔵施設こそ、最も有毒性の高い物質です。瀬戸内海を論じ将来世代への責任ある方針をつくるというのなら、まずは原発とその使用済み燃料への態度を明確にさせるべきです。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
16	<p>きれいごとに終始している印象が強いです。</p> <p>例えば、海の温度の上昇に反比例して漁獲量が減っているように思いますが、海水温を大きく上げる上関原発建設計画が進めば、漁獲は見込めなくなると思います。</p> <p>また、緑・森林という言葉がたくさん登場し、重点を置かれていることがわかりますが、一方で、それを大きく壊す工事が中電によって進められてきましたし、これからも破壊しようとしています。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

	<p>(以前の素晴らしい自然を知る者として本当に胸が痛みます)</p> <p>このように、実際にある懸案事項に一言も触れていない素案は現実には目をつぶるもので(もちろん核に絡む計画がナシになれば最良ですが)、残念ながら絵空事、空想の産物としか言えず、空しいです。結論として、瀬戸内海を本気で考えるなら、まず、「プラスチック」だけでなく「核物質」を排除することを計画に明記すべきです。</p>	
17	<p>環境保全に関する項目を読むと、上関町への原子力関連施設の誘致及び、施設へ向かう道路関連の大規模な工事は、目標とかけ離れた行為であると思う。</p> <p>また、その他の道路工事、大規模な太陽光発電施設の設置なども同様であると考ええる。</p> <p>私は周防大島町に住んでいるが、穏やかで生物が豊かな綺麗な海がいつまでも残っていてほしいと心から願っている。一度壊してしまった自然を元に戻すにはどれだけの時間が必要なのでしょうか。海に汚染物質を流さないことは当たり前のこととして、現在の自然環境の維持にもっと力とお金を注ぐような計画としていただけるよう検討をお願いします。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
18	<p>水環境の保全に務められていることに敬意を表します。</p> <p>県の素案に対して、原子力発電所と昨年8月に浮上した使用済み核燃料の中間貯蔵施設の言及を望みます。</p> <p>原発に関しては、建設され稼働した場合、吸い上げて原子炉の冷却水として、海洋に捨て戻されたときには、約7度Cの温度上昇がもたらされます。これは、進行している地球温暖化の原因にもなります。瀬戸内の生態系を乱す原因にもなります。</p> <p>また、核施設は、もっとも有毒なものを保管することになります。</p> <p>こんな重要な事柄に言及のない環境・水保全策は不十分です。再検討をお願いします。</p> <p>念のために申し添えますが、建設されてからでは遅い、計画が浮上したときに警戒を含めて指摘するのが、担当部署の大事な仕事だと思います。瀬戸内の水環境を守りましょう。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>